

# 土木工事積算基準(下水道編) の 改定・追加・訂正

適用年月日  
(令和7年(2025年)4月1日以降積算基準日適用)

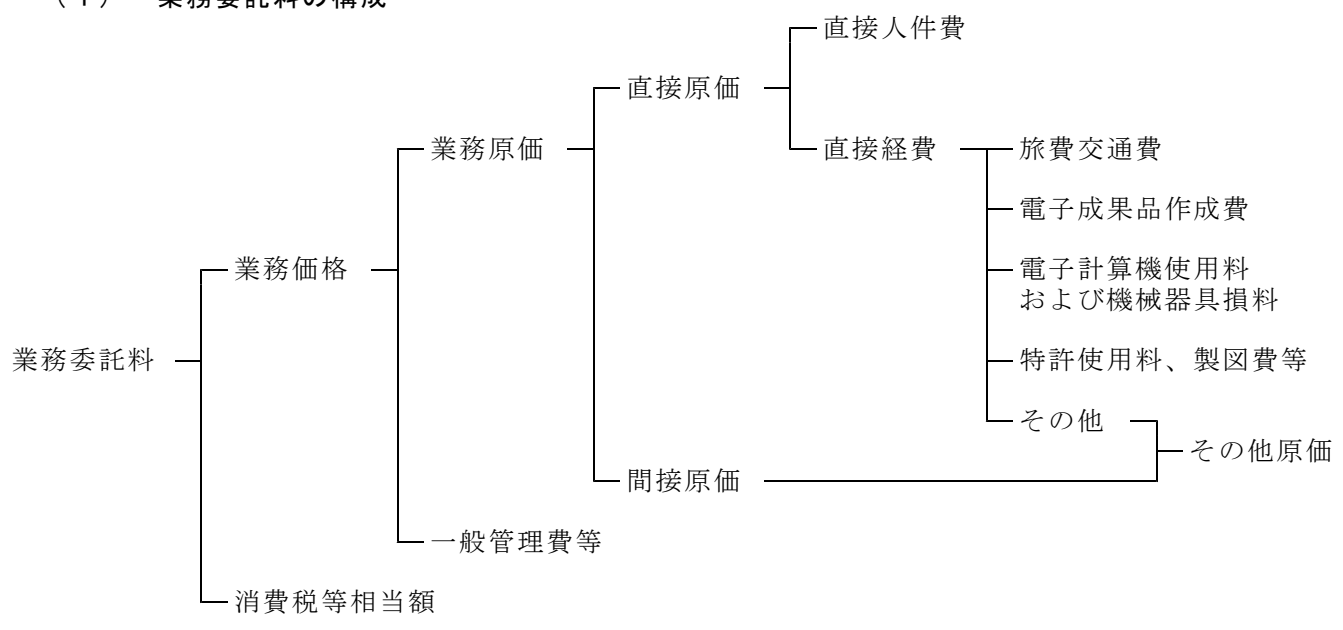
区分	ページ	現 行	改 定	備 考
第3編 下水道事業 委託積算基準  下水道 基本計画策定 積算基準  I 積算基準(案)  4. 業務委託料  (2)業務委託料 構成費目の内容	基本計画-2	(イ) 間接原価 間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。	(イ) 間接原価 間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、 <del>オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、</del> <del>PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)</del> とする。	間接原価の改定
第3編 下水道事業 委託積算基準  下水道 施設設計業務 積算基準  I 積算基準(案)  2. 業務委託料  (2)業務委託料 構成費目の内容	施設設計-1	(イ) 間接原価 間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。	(イ) 間接原価 間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、 <del>オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、</del> <del>PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)</del> とする。	間接原価の改定

### 3. 適用条件

「下水道基本計画策定事業」は、継続して3年以内で行うことを基本とする。計画策定が3年を越えて施行される場合で、当初計画の見直しが必要な場合、別途積算する。また、既計画の変更に係るものについても別途積算する。

### 4. 業務委託料

#### (1) 業務委託料の構成



(注) 地質調査、測量業務等は別途計上とする。

#### (2) 業務委託料構成費目の内容

##### イ 直接原価

- (イ) 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。
- (ロ) 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次のa～dまでに掲げるものとする。
  - a 旅費交通費
  - b 電子成果品作成費
  - c 電子計算機使用料および機械器具損料
  - d 特許使用料、製図費等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

##### ロ その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上げ計上するものを除く）からなる。  
 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

##### (イ) 間接原価

間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。

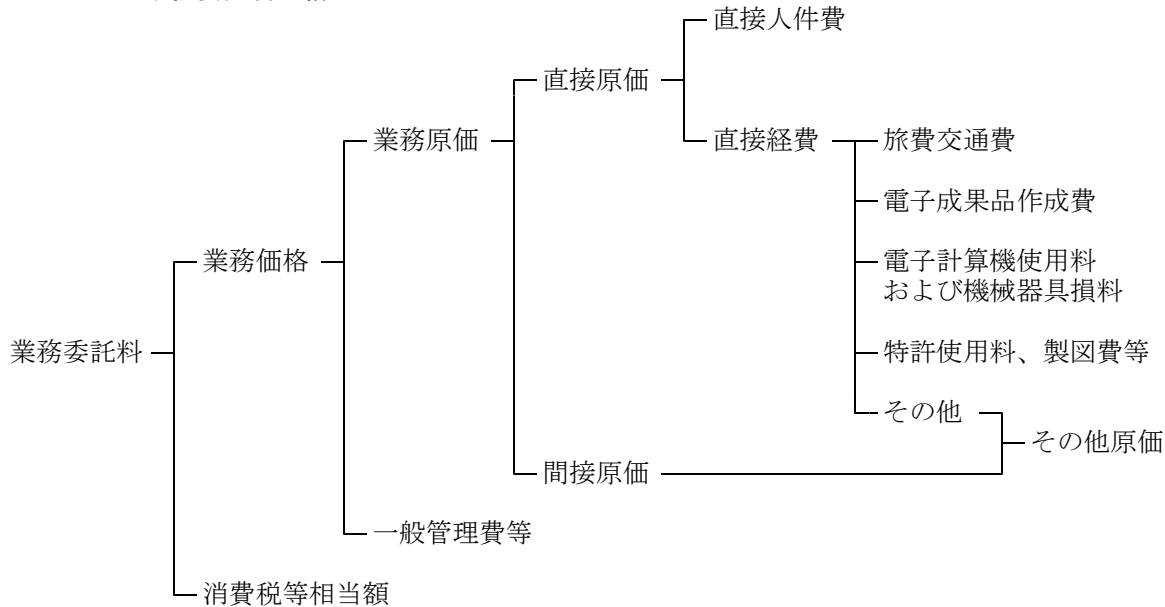
## I 積算基準（案）

### 1. 適用範囲

この積算基準は、原則として、標準的な下水道施設（管渠、ポンプ場、終末処理場）に係る設計業務等を委託する場合に適用する。

### 2. 業務委託料

#### (1) 業務委託料の構成



(注) 地質調査、測量業務等は別途計上とする。

#### (2) 業務委託料構成費目の内容

##### イ 直接原価

- (イ) 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。
- (ロ) 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a～eまでに掲げるものとする。
  - a 旅費交通費
  - b 電子成果品作成費
  - c 電子計算機使用料及び機械器具損料
  - d 特許使用料、製図費等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

##### ロ その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上げ計上するものを除く）からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、実務実績の登録等に要する費用を含む。

##### (イ) 間接原価

間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。